第 190 号議案　令和３年度一般会計補正予算

令和 3 年 12 月
第　16　回

福岡県議会定例会議案

その４

目　　次

議案番号	議　　案　　名	ページ
190	令和３年度福岡県一般会計補正予算（第16号）……	1

一　般　会　計

第190号議案

令和3年度福岡県一般会計補正予算（第16号）

令和3年度福岡県の一般会計の補正予算（第16号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条　歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,991,833千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,616,763,661千円とする。

2　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条　地方債の変更は、「第2表地方債補正」による。

令和3年12月7日提出

福岡県知事　　服部　誠太郎

第１表　歳入歳出予算補正

歳　　入

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
9　国庫支出金		727,909,941	△　338,984	727,570,957
	1　国庫負担金	100,511,263	△　335,844	100,175,419
	2　国庫補助金	620,670,203	△　197	620,670,006
	3　委託金	6,728,475	△　2,943	6,725,532
12　繰入金		21,314,096	△　626,045	20,688,051
	2　基金繰入金	18,072,560	△　626,045	17,446,515
15　県債		349,309,800	△　2,026,804	347,282,996
	1　県債	349,309,800	△　2,026,804	347,282,996
歳入合計		**2,619,755,494**	△　**2,991,833**	**2,616,763,661**

歳　　出

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
1　議会費		3,020,109	△ 14,805	3,005,304
	1　議会費	3,020,109	△ 14,805	3,005,304
2　総務費		62,175,578	△ 94,765	62,080,813
	1　総務管理費	25,653,759	△ 20,943	25,632,816
	2　企画費	13,574,390	△ 16,933	13,557,457
	3　徴税費	15,563,173	△ 43,308	15,519,865
	4　市町村振興費	2,015,707	△ 2,102	2,013,605
	5　選挙費	2,434,741	△ 552	2,434,189
	6　防災費	1,404,064	△ 3,323	1,400,741
	7　統計調査費	925,996	△ 3,185	922,811
	8　人事委員会費	250,887	△ 1,732	249,155
	9　監査委員費	352,861	△ 2,687	350,174
3　保健費		376,774,477	△ 71,951	376,702,526

款	項	補正前の額	補正額	計
	1 保健企画費	7,465,496	△ 54,125	7,411,371
	2 健康対策費	11,793,956	△ 6,738	11,787,218
	3 生活衛生費	142,181,795	△ 3,207	142,178,588
	4 医薬費	16,477,329	△ 3,490	16,473,839
	5 医療介護費	187,820,185	△ 3,013	187,817,172
	6 高齢者支援費	11,035,716	△ 1,378	11,034,338
4 環境費		3,185,595	△ 8,055	3,177,540
	1 環境費	3,185,595	△ 8,055	3,177,540
5 生活労働費		192,748,626	△ 79,828	192,668,798
	1 県民生活費	9,637,036	△ 14,924	9,622,112
	2 福祉企画費	3,754,558	△ 2,005	3,752,553
	3 児童家庭費	60,142,210	△ 20,158	60,122,052
	4 障がい者福祉費	47,188,935	△ 7,578	47,181,357
	5 生活保護費	55,196,419	△ 15,932	55,180,487

	6 社会福祉費	10,776,320	△	1,161	10,775,159
	7 労働企画費	1,497,457	△	5,983	1,491,474
	8 職業訓練費	3,935,054	△	10,525	3,924,529
	10 労働委員会費	234,142	△	1,562	232,580
6 農林水産業費		61,969,582	△	106,409	61,863,173
	1 農林水産業企画費	9,146,817	△	20,996	9,125,821
	2 農業費	12,908,724	△	36,357	12,872,367
	3 畜産業費	1,807,604	△	6,748	1,800,856
	4 農地費	16,334,229	△	17,969	16,316,260
	5 林業費	15,004,260	△	14,002	14,990,258
	6 水産業費	6,767,948	△	10,337	6,757,611
7 商工費		723,245,231	△	26,652	723,218,579
	1 商業費	707,718,664	△	6,692	707,711,972
	2 工鉱業費	5,783,392	△	18,913	5,764,479
	3 観光費	9,743,175	△	1,047	9,742,128

款	項	補正前の額	補正額	計
8 県土整備費		157,114,676	△ 105,780	157,008,896
	1 県土整備企画費	4,071,819	△ 38,879	4,032,940
	2 道路橋りょう費	60,637,380	△ 30,856	60,606,524
	3 河川海岸費	55,288,630	△ 20,576	55,268,054
	4 港湾費	4,468,118	△ 1,388	4,466,730
	5 都市計画費	18,202,752	△ 7,561	18,195,191
	6 住宅費	6,393,960	△ 5,139	6,388,821
	8 水資源対策費	6,190,482	△ 1,381	6,189,101
9 警察費		130,637,390	△ 805,311	129,832,079
	1 警察管理費	127,148,521	△ 805,311	126,343,210
10 教育費		318,532,467	△ 1,678,277	316,854,190
	1 教育総務費	37,286,591	△ 23,003	37,263,588
	2 小学校費	79,330,482	△ 691,398	78,639,084
	3 中学校費	46,200,930	△ 394,089	45,806,841

	4 高等学校費	63,769,519	△	409,092	63,360,427
	5 特別支援学校費	20,389,017	△	144,238	20,244,779
	6 社会教育費	3,723,013	△	13,448	3,709,565
	7 保健体育費	2,474,415	△	3,009	2,471,406
歳出合計		**2,619,755,494**	△	**2,991,833**	**2,616,763,661**

第２表　地方債補正

（単位：千円）

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
臨時財政対策	139,703,000	証書借入又は証券発行の方法により政府、銀行その他から起債する。 証券発行の場合の発行価格は、額面100円につき90円以上とする。 発行価格が額面金額を下まわるときは、その発行差額をうめるため必要な金額をこれに加算した額とすることができる。 証券発行時期が適当でないと認められるときは、この起債にかわる短期債を起こすことができる。 起債時期は令和３年度とする。 ただし、工事その他の都合により起債額の全部又は一部を令和４年度以降に繰り越すことができる。	年9.0%以内	起債年度から据置期間を含め30年度間以内に元金均等、元利均等又は満期一括により償還する。 ただし、融通条件又は財政の都合により、繰上償還をなし、償還年限を短縮し又は借換することができる。 この県債にかわる短期債は、適宜期限を定めてその期限内にこの起債の収入金をもって償還する。 償還財源は事業収入又は一般財源をもってこれにあてる。	137,676,196	証書借入又は証券発行の方法により政府、銀行その他から起債する。 証券発行の場合の発行価格は、額面100円につき90円以上とする。 発行価格が額面金額を下まわるときは、その発行差額をうめるため必要な金額をこれに加算した額とすることができる。 証券発行時期が適当でないと認められるときは、この起債にかわる短期債を起こすことができる。 起債時期は令和３年度とする。 ただし、工事その他の都合により起債額の全部又は一部を令和４年度以降に繰り越すことができる。	年9.0%以内	起債年度から据置期間を含め30年度間以内に元金均等、元利均等又は満期一括により償還する。 ただし、融通条件又は財政の都合により、繰上償還をなし、償還年限を短縮し又は借換することができる。 この県債にかわる短期債は、適宜期限を定めてその期限内にこの起債の収入金をもって償還する。 償還財源は事業収入又は一般財源をもってこれにあてる。
計	**349,309,800**				**347,282,996**			